

## 刑事司法（捜査、起訴、裁判及び国際協力に重点を置いて）

カムタン・フォソンバ\*

### 1 ラオスにおける人身取引の概況

人身取引が深刻な社会問題であることは広く知られている。なぜなら、人身取引は、基本的人権、生存権、移動の自由及び拷問を受けない権利に対して非常に大きな脅威をもたらすとともに、多くの形態や方法を取り、国際ネットワーク及び複雑な性質を持つ、国境を超えた深刻な組織犯罪だからである。人身取引の主な目的は、労働搾取と性的搾取であり、それらは人身取引業者に莫大な利益をもたらしている。

人身取引に関して、各国は送出国、中継国及び受入国に分類することができる。ラオス人民民主共和国は、人身取引の問題を抱える多くの国の一つであるが、例えば、ラオスからタイ、中華人民共和国、マレーシア、インドネシア共和国又はベトナム社会主義共和国への人身取引など、ほとんどの場合において送出国とみなされている。他方、ベトナムからラオスへの人身取引事案では受入国として、ベトナムからラオスを経由して、最終的に中国へと至る人身取引事案では中継国としてみなされている。その背景には、中国、タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマーなどの多くの国と国境を接する地理的条件、外国人にとってもラオス人にとっても出入国が容易な戦略的立地、急速な経済発展及び労働力需要の高まりがある。

ラオスにおける人身取引犯罪は、貧困、法律に対する意識不足、警戒心の欠如、人身取引の実態に対する理解不足を含む多くの要素に起因する。人身取引は増加しており、かつ、様々な形態をとっている。被害者は、旅行、レストランでの仕事、婚約による外国人との結婚詐欺の誘いによって欺罔又は誘惑され、また正式な手続を踏まず違法に移民労働者として仕事ができると約束され、人身取引の被害に遭う危険性が高い。ほかにも、売春の隠れ蓑となる娯楽施設、カフェ、マッサージ店、バー、ナイトクラブ、ゲストハウス、ホテルなどの施設にも、明らかなるリスクがある。この現象は全国的に発生している。その根本的な原因は、社会的風潮、安全と安定が欠如した家庭生活、貧弱な教育水準、労働市場の需要と労働者の技能の不適合にある。これら全ての問題に起因して、家族を守り、より良い生活を手に入れるための収入を得る目的で、国内外のより大きな地域や都市で就業機会を求めるよう若者が駆り立てられている。

ラオスにおける人身取引のほとんどは、送出国であるラオスの著しい貧困に起因して

\* ラオス司法省法制部教育担当官

おり、被害者には受入国での好条件や需要が提示されていると考えられる。人身取引業者は、高賃金、良好な労働条件、抑圧的な状況から逃れる機会を約束する仕事の誘いを通じて女性を誘惑する。人身取引業者は、詐欺、欺まん、偽装結婚、威嚇、脅迫、殴打、あからさまな誘拐、拷問、レイプ、性的搾取などの方法を用いる。また、彼らはラオスの領土を利用して、外国人の被害者を近隣の他国に移送している。ただし、ラオスは主に人身取引の送出国である。

## 2 人身取引に対処するためのラオスの法制度

2015年、反人身取引法が制定、公布された。この法律は、市民の権利、利益、生命、健康、尊厳、自由及び国の良き伝統と習慣を守り、社会の安全と安心、秩序を維持し、国家の発展と保護に貢献することを目的として、人身取引対策を組織的かつ効果的に行うために、当該活動の管理、監視、監督、調査に関する原則、規則及び措置を定めている。

反人身取引法と刑法の両方において、人身取引とは、労働搾取、性的搾取、奴隷化、売春、任意でない売春、取引目的での臓器摘出、国の良き文化と伝統に反するその他の形態の違法行為又はその他利益を得る目的で行われる、説得、推奨、欺まん、金銭の支払いや利益の供与、勧誘、教唆や権限の濫用、脅迫その他による強制、債務による束縛、偽装養子縁組、偽装婚約、偽装結婚、他者のための妊娠、物乞いの強要、ポルノ素材の製作、提示及び出版やその他の形態を手段とした、人の獲得、拉致、移動、輸送、引渡し、蔵匿、収受を意味すると規定されている。

性的搾取に焦点を当てると、反人身取引法では、性的搾取は、他者に対し、性的奴隷化、売春、ポルノ活動又はその他の形態の性的サービスの提供を強いることを意味すると規定されている（第3条）。

同法では、国内外での人の獲得、拉致、移動、輸送、引渡し若しくは収受又は蔵匿など、様々な形態の人身取引も定義している（第10条）。加えて同法では、人身取引の手段とは、説得、推奨、欺まん、金銭の支払いや利益の供与、勧誘、教唆や権限の濫用、脅迫その他による強制、債務による束縛、偽装養子縁組、偽装婚約、偽装結婚、他者のための妊娠、物乞いの強要、ポルノ素材等の強制的な取得、製作、提示及び出版を意味すると規定されている（第11条）。最後に、犯罪の目的には、労働搾取と性的搾取、奴隷化、売春、任意でない売春、取引目的での臓器摘出、法律並びに国の文化及び伝統に反するその他の違法な行為が含まれていなければならないと規定されている（第12条）。

－ 人身取引対策には、主に以下の三つの活動がある。

- 1) 管理－利害関係者が人身取引に関与しないように規制するための方法や措置を法令に定めること。また、ターゲット集団が被害者とならないように管理すること。
- 2) 人身取引のターゲット集団に該当する対象者を監視すること。

- 3) 禁止—個人、法人及び団体に対して、いかなる人身取引行為も禁止するために、法令に定められた手段や措置をとること。

#### A. 人身取引事件に関する手続の特徴

人身取引事件は、次の流れで処理される。①事件通報、②事件通報の受理、③事件通報の文書化、④犯罪者に対する手続

##### (1) 事件通報

人身取引事件に関する通報は、口頭又は書面いずれの方法でも可能である。通報する権利及び義務を有する者は、次のとおりである。①人身取引の被害者、②人身取引の被害者の家族、③人身取引に関する情報若しくは情報源を知り、目撃し、又は受け取った近親者、隣人、その他の個人及び国内外の団体

##### (2) 事件通報の受理

事件通報を受理する権限を有するのは警察官である。必要かつ緊急の場合には、個人、法人又はその他の団体が通報を受理することが可能であり、その後直ちに警察官に提出することによって、人身取引の被害者を救済及び支援し、法律に従って犯罪者に対する刑事手続を開始することができる。

##### (3) 事件通報の文書化

事件通報を受理した警察官は、次の重要情報を盛り込んだ記録を作成しなければならない。①事件通報を受けた場所、日付、時刻、受理者の氏名及び役職、②被害者、被害者の両親及び通報者の氏名、年齢、職業、居住地又は勤務先、③被疑者の氏名、年齢、職業、居住地又は勤務先、④事件の発生日時、発生場所、目撃者、端緒、関連する写真及びその他の証拠など、通報者が報告した事件の説明。通報が記録されたら、受理者は、記録された内容全てを通報者に読み上げなければならない、当該記録には他の複数の同席者が署名のうえ、指紋を付さなければならない。

##### (4) 犯罪者に対する手続

個人、法人若しくは団体から人身取引に関する通報があった場合、犯罪者が自首をした場合又は人身取引に関する疑わしい出来事が判明した場合、関係する警察官は、関係者の秘密と安全を守りつつ、情報を精査し、被害者又は通報者（目撃者を含む）を聴取し、刑事手続に関する法律にのっとった取調べを行わなければならない。

人身取引に関する手続は、ラオスの刑事事件手続とほぼ同じである。しかし、人身

取引事件では、必要な場合、警察以外の関係者が通報を受理できる点が異なる。それによって、事件の手續が円滑に進められる。人身取引に関する国家計画の実施に関する報告書（2023年版）によると、12人の被疑者と23人の被害者（被害者全員が18歳未満の女性）を含む11の事件が訴追に成功しており、10件が現在捜査中である。

## B. 被害者支援

人身取引の被害者は、関係当局が提供する必要な支援を受ける権利を有する。当該支援には次の事項が含まれる。①一時的な避難所、②法的支援、③医療処置、④教育・職業訓練、⑤経済的支援、⑥社会復帰

## 3 人身取引に関する啓発並びに被害者の保護及び支援策

### A. 啓発活動

人身取引を担当する省庁や団体は、これまで人身取引との闘いに関するテレビ・ラジオ番組の作成など多くの形態や方法で、人身取引に関する意識を高める活動を実施した。また、人身取引の悪影響に関する情報を広めるための啓発広告を作成し、13県の国境検問所や空港で掲示板に掲示したり、政府のバス交通システムでステッカー広告を掲載したりしている。さらに、反人身取引全国委員会のウェブサイト（URL：[laosncatip.gov.la](http://laosncatip.gov.la)）とYouTubeチャンネルを開設して、国民の認識・理解を高め、自身が人身取引の被害者になることを防ぐように、人身取引対策に関する広報資料を公開した。

国境沿いや人身取引のリスクが高い地域で、会議、研修、セミナー、より広い対象に向けた活動を展開したことは重要である。また、国内法、受入国の法律、安全な移住、海外で被害者を支援する団体の連絡先情報についても、全国に情報を発信している。最後に、人身取引に関連する法律や規制の整備と改正、すなわち、人身取引に関する規定を刑法第215条に盛り込んだこと、反人身取引法と被害者特定のためのガイドラインの制定、人身取引事件の捜査実施に関する教本の導入を行った。

### B. 被害者の保護・支援策

これまでの人身取引対策の実施状況によれば、各省庁は、安全な仮住まい（食事と衣類を含む）、精神的なリハビリテーション、法的支援、医療支援、教育・職業訓練、家庭や社会への復帰など、被害者に必要な支援を様々な形で提供してきた。2023年の統計によれば、人身取引の被害者と被害に遭いやすい弱者は135人（うち女性は122人）であり、リハビリテーションセンターに入所した被害者は132人（女性が199人）である。

### C. 人身取引に関する地域内協力

人身取引に対処するため、ラオス政府は、人身取引対策に関する二国間及び多国間の協力事業の一環として、近隣諸国と連携を図ってきた。例えば、2010年11月3日に署名されたラオス・ベトナム間の人身取引の防止・対処・被害者支援のための協力協定や、ラオス・中国間の協力、ラオス・タイ間の協力などである。

ラオスは、多国間協力を促進するために、党の外交政策の強化も重視してきた。大いに注目すべき点は、2017年に「人身取引、特に女性とこどもの人身取引対策に関するASEAN協定」を批准したことである。さらにラオスは、国境を越える犯罪の対策に関する上級事務レベル会合、拡大メコン地域6カ国の人身取引対策に関する技術作業部会会合、国境を越える人身取引事件の捜査の管理に関する法執行当局のためのASEANワークショップにも参加した。

ラオスは、様々な国際機関やNGOと協力して、人身取引を防止し、これと闘うための事業を実施している。具体的には、オーストラリア政府と協力して、ASEAN・オーストラリア人身取引防止対策（ASEAN-ACT）を実施し、人身取引対策協力のための国連行動計画（UN-ACT）と連携して、人身取引と闘うための調整を強化し、相乗効果を高めるための事業を実施している。さらに、ラオスは、人身取引及び移民の密入国に対するグローバルアクション（GLO-ACT）を実施するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連児童基金（UNICEF）、国際移住機関（IOM）とも協力している。

## 4 ラオスにおける人身取引の現状、課題及び可能な解決策

ラオスでは、過去1年間にわたって、ラオス人の被害者を騙して海外に渡航させたり、外国人を騙してラオスに入国させたりして、労働や性交を強制する人身取引が確認されているほか、ソーシャルメディア上で裸体や性行為を生中継する形での人身取引も継続的に確認されている。人身取引に関して最も顕著に見られるのは、人身取引業者の集団がソーシャルメディアを通じて嘘をつき、騙して若い男性や女性を信じこませ、仕事、結婚又は旅行に誘い、それが労働搾取や性的搾取につながっている状況である。

ラオスにおける人身取引対策の実施状況に関しては、依然として課題がある。特に、人身取引の反対キャンペーンの宣伝や組織化は、本来あるべきほどには広がっておらず、全ての対象グループに行き届いていないほか、人身取引に関する情報、実績、統計データの収集が遅れており、かつ、詳細さに欠ける。その上、人身取引の被害者のためのリハビリテーションセンターは、依然として量的にも質的にも十分ではなく、一部の病院では、被害者のための特別な診察室も用意されていない。そのほかにも、家庭や社会に戻った後の被害者の監視や評価も、継続的かつ定期的には行われていない。

我が国はこの地域で、政治情勢、経済発展、労働需要の異なる5か国と国境を接しており、発展率は依然として高く、人身取引から得られる報酬も依然として高いため、人

身取引は今後も発生し続けると思われる。また、高額な見返りの提示や嘘について危険性の高い地域で働かせる強制労働や性的強制、妊婦の雇用、仕事を得るための不法移住、外国人との詐欺的な結婚など、様々な形態の人身取引が発生すると思われる。これらの問題は、人身取引業者が被害者の説得や共犯者間の連絡のために高度で新しい様々な技術を駆使しており、監視や訴追が困難であることに起因する。また、ラオスでギャングを指揮する犯罪の首謀者は海外に住む外国人であり、逮捕・起訴される者の大半は金で雇われて犯罪を実行する者であるという事情にも起因する。

人身取引を解決するためには、以下の解決策を講じる必要がある。

- 国の被害者保護・照会ガイドラインを普及させ、実行し、それに関して警察及び国境職員を訓練する取組を引き続き強化する。
- インフラ、鉱業又は農業に関する大規模事業に従事するラオス人や外国人の労働者を含む人身取引の被害に遭いやすい人々を対象に、人身取引被害を示す事情がないかを先手を打って調査する。
- 人身取引業者を捜査し、訴追し、有罪とする能力を向上させるため、国や地方レベルの法執行関係者を対象に、ラオス刑法に関する研修をこれまで以上に実施する。

性搾取や労働搾取を目的とした人身取引の被害に遭うラオス人を特定し支援するため、在外公館での取組を引き続き強化する。